

伊香立中学校の敷地排水処理に係る費用負担について

1. 事案の概要

伊香立中学校については、地形上の高低差の関係から、昭和51年の建築当初より東側隣接地（民有地）に敷地排水を流出する構造となっていた。このことに関して、当時の隣接地所有者からの承諾書等は確認できなかったが、当該隣接地が山林だったこともあり、これまで特段の苦情等はなく排水していた。

その後、隣接地の所有権が移転し、株式会社ニッシンが「大津市伊香立チャンピオンヒルズ土地区画整理事業」を施工するに際し、改めて当該排水処理について協議を行った。

2. 通水の法的根拠

本来、自己所有地の敷地排水に関しては、当該土地所有者が近隣の公的水路（河川や道路側溝等）に接続するよう排水処理を行うべきであるが、伊香立中学校敷地は、近隣河川に直接接していないことから、何らかの形で隣接地を経由して排水処理をすることとなる。

高地から低地への通水に関しては、民法において一定の権利が認められているが、その根拠は次のとおり。

民法（一部抜粋）

（排水のための低地の通水）

第220条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

（通水用工作物の使用）

第221条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。

2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

上記の規定に基づくと、排水方法は以下の2通りとなる。

- （1）第220条の規定に基づき、「低地のために最も損害が少ない場所及び方法を選んで、高地所有者が低地（隣接地）に排水工作物を設ける。」
- （2）第221条の規定に基づき、「低地（隣接地）所有者が設けた工作物を、その利益を受ける割合に応じて当該工作物の設置及び保存の費用を分担して使用する。」

3. 専用排水施設を設置する場合

2. の（1）により、市が隣接地に専用排水施設を設ける場合の概算経費は以下のとおり。

【概算経費】

- ・短期的経費…中学校敷地内にある既存の排水施設改修工事で約63,000千円。それに加え、調整池設置工事費、世渡川護岸工事費、構造物撤去工事費等が別途必要であり、更に河川改修に伴う用地買収が見込まれることから、総事業費は概算で1億円以上となることが見込まれる。
- ・長期的経費…隣接地に専用排水施設を設置することから、当該排水施設が存続する限り、借地料及び維持管理経費が必要となる。

4. 隣接排水施設を使用する場合

2. の（2）により、隣接地所有者が設置する排水施設を使用する場合の費用負担は以下のとおり。

【費用負担の金額】

→ 費用負担額を算出するにあたり、次の（1）～（3）の検証・確認等を行った。